

開運商法に気をつけて



「先祖のたたりで不幸になる」とか「子どもが大病する」と不安をあおって、商品を販売したり祈禱を勧める商法を開運商法と言います。

【事例】

突然、販売員が来訪して来た。自宅の表札を見て、「ご主人の名前の字数が悪い、このまま放っておいたらけがや病気で長患いをする。印鑑を作れば災難を逃れられる」と勧誘された。出かける用事もあるので早く帰って欲しいと何度も言ったが帰ってくれず、だんだんと不安が増してきて夫が助かるならと思い、印鑑セットを50万円で契約した。しかし、後になって落ち着いて考えたら、あまりに高額で、支払いが困難だ。解約できないか。

ほかに易鑑定会や人生相談会に出向き、高額な祈禱料を支払ったとか、携帯サイトで無料の手相鑑定を見つけ、手相を写メールで送ったところ、「オーラが濁っているから祈禱が必要」と言われ高額な祈禱料を支払ったといった事例があります。

訪問販売で契約した場合は、書面を受け取ってから8日以内であれば、クーリング・オフを主張することができます。クーリング・オフ期間が過ぎていたり、クーリング・オフができない契約でも、業者のセールストークや勧誘方法に問題がある場合は、契約の無効や取り消しができる場合があります。

アドバイス

この商法は心の不安に付け込んで高額な契約をさせる悪質な商法です。不安をあおるようなことを言い、「開運」「ご利益」に関する高額な商品・サービスを勧められたりしたら注意が必要です。不審に思ったら消費生活センターにご相談ください。